

(仮称) 島本町個人情報保護法施行条例(案)に関するパブリックコメント結果(案)

募集期間	令和4年9月12日(月)～10月11日(火)
資料の閲覧方法	役場など6か所に設置、町ホームページに掲載
応募方法	持参、郵送、ファックス、町ホームページのWebフォームからの送付
意見提出件数	18件(2人)

※ご意見について、原則として原文どおり掲載しています。

番号	提出者番号	意見	町の考え方
1	2	はじめに 令和5年4月1日施行開始を目指す、改正個人情報保護法に対応するための条例改正であり、制度の枠組み上、各自治体の条例で個別に規定することを許容する範囲はごく一部となっているため、基本的には、「島本町個人情報保護法施行条例(案)」が予定する条項については、妥当性のあるものと考えている。 その上で、本法改正自体についてみると、改正法は個人情報の漏洩、毀損等が生じた場合に本人へも通知を義務づけたり、罰則規定の強化などが図っている点などは一定評価ができるものの、他方で個人情報データの流通に比重が置かれている点も見逃すことはできない。施行後のうごきを慎重に注視する必要のあるものとする。 これらのことから、本法改正が、自治体に認める裁量の余地は狭いものの、見直しにあたっては、可能な限り「基本的人権の保障、個人のプライバシーの保護」にかなうように、行っていく必要があるというべきである。これは、島本町規範である島本町まちづくり基本条例が標榜する、理念、精神に合致する。	個人情報の適正な取扱いにより、プライバシーを含む個人の権利利益の保護を図る、という考え方は、改正後の個人情報の保護に関する法律(以下「法」といいます。)及び本町の現行条例に共通する考え方であると理解しております。 基本理念に関しましては、法第3条において「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない」と定められていることから条例で別途規定はいたしません。法の理念及び各種の責務等に関する規定を遵守し、引き続き住民のみなさまの権利擁護に努めてまいります。 条例名称は現時点で仮称ではありますが、本条例は、開示の手続きについての独自規定を置くことなど、法の施行にあたり必要な事項について、法で委任された範囲で定めるものであり、「法施行条例」の名称はその趣旨・内容に照らして妥当であると考えております。
2	2	趣旨、基本理念について 本条例が国の定める個人情報保護法に関する法律の施行に係る必要事項を定めるものであるのは、理解するところであるが、個別の自治体がこれまで育んできた個人情報保護に対する理念や有してきた意識について、基本理念を置くことまで法が「許容せず」と明記しているのか分からないが、全国で2番目に条例化したという、その経緯を踏まえれば、1条設けてられないのかと感じる。「施行条例」というものの性質上、そうした構成になじまないのかもしれないが一考してみたいところ。	
3	1	改正後の条例の名称は「個人情報保護法施行条例」ではなく「個人情報保護条例」とし、現行条例の基本理念を後退させることのないよう住民情報の保護に向けた自治体の理念・姿勢をあきらかにすること。その際基本的人権の保障や、自己情報のコントロールなど情報主体としての住民の権利を規定すること。	
4	2	開示決定の期限、手数料について 開示決定の期限を15日とした点、手数料についても現行と変わらない取り扱いとする点は良いと考える。	開示決定等の期限については、条例において、法で規定する「開示請求があった日から30日以内」より短く設定することが許容されていることから、請求者の利益等の観点から踏まえ「開示請求があった日から15日以内」とするものです。 手数料については条例で定めるべき事項ですが、法において「できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない」とされていることから、現行と同様の取扱いとするものです。
5	2	審議会への諮問について パブリックコメントにあたり、付属機関として「島本町情報公開・個人情報保護運営審議会」をおいたことについては、良いと考える。数か所ではあるが他の自治体の状況を見たところ、存続させていた。 確かに、存続させても、審議会の担う事務範囲は小さくはるが、実施機関の制度の運用の透明性を確保する観点からも、継続することが望ましく考える。以上から、6条(案)の規定を設けたことは、妥当な判断である。 判断にあたり委員の方々が丁寧に議論されていたことを反映させたことも、よかったと思う。	条例第6条において、法第129条の規定に基づき、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、島本町情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問することができる旨を規定する予定としています。 これは、同審議会において議論いただいた結果、審議会を存続させることが望ましいとの考えのもと、条例案に追加したものです。
6	1	「審議会」で有識者・住民により行政をチェックする意義を確認し、「審議会」の役割を条例に規定して今後も十分機能するようにすること。	

番号	提出者番号	意見	町の考え方
7	1	個人情報の外部提供・目的外利用や住民情報の管理システムの開始・改変など、従来審議会に諮問してきた事柄について、今後も審議会に報告し、審議会委員が必要と判断した際は自発的に調査・審議・意見陳述ができるようにするとともに、報告事項をホームページに掲載するなど市民にわかるようにすること。	個人情報の取得・利用・提供等について典型的に審議会に諮問することを要件とする規定を条例に設けることは許容されておらず、判断に迷った場合には、法の所管機関である個人情報保護委員会に助言を求めるとされています。 また、法に基づく規律を超えて個人情報の取得等に関する固有のルールを設けることはできないとされています。 なお、法では、個人情報保護委員会が各行政機関等に対し制度の施行状況に関する報告を求め、毎年度公表することとされていますが、本町独自の報告・公表等については、今後の検討課題とさせていただきます。
8	1	個人情報は本人から収集するよう努めることを責務として条例に規定するとともに、現在「審議会」に諮っている例外的な本人外からの取得については、審議会に報告し、審議会により調査・審議・意見陳述ができるようにすること。	本町の現行条例には、要配慮個人情報に関する定めはなく、これに類するものとして、センシティブ情報の管理制限に関する規定がありますが、法に基づく規律を超えて取得等に関する固有のルールを設けることはできないため、改正後の条例において同様の規定を置くことはできず、また、法における要配慮個人情報の方が本町における現行のセンシティブ情報より広範な規定となっていることから、本町において条例要配慮個人情報を別途定める必要性は薄いものと考えております。 法では、要配慮個人情報の漏えい等が生じたときは、その対象者数に関わらず、個人情報保護委員会への報告が義務付けられている等、より厳格な措置が設けられており、法の趣旨を踏まえその管理に万全を期してまいります。
9	1	要配慮個人情報はできる限り収集しないよう努めることを責務として条例に規定するとともに、その扱いについて安全管理措置を整備すること。 また個人情報保護法令に規定はないが不当な差別・偏見の原因となるおそれがある個人情報について、積極的に「条例要配慮個人情報」として条例に規定し管理に万全を期すこと。	本町の現行条例には、要配慮個人情報に関する定めはなく、これに類するものとして、センシティブ情報の管理制限に関する規定がありますが、法に基づく規律を超えて取得等に関する固有のルールを設けることはできないため、改正後の条例において同様の規定を置くことはできず、また、法における要配慮個人情報の方が本町における現行のセンシティブ情報より広範な規定となっていることから、本町において条例要配慮個人情報を別途定める必要性は薄いものと考えております。 法では、要配慮個人情報の漏えい等が生じたときは、その対象者数に関わらず、個人情報保護委員会への報告が義務付けられている等、より厳格な措置が設けられており、法の趣旨を踏まえその管理に万全を期してまいります。
10	1	目的外利用や外部提供が担当部署だけの判断で行われないう、個人情報保護担当部署への報告を義務づけ、「審議会」に報告して客観性が反映される仕組みにするとともに、個人情報ファイル簿への記載等による住民への可視化を条例に規定すること。	目的外の利用・提供については法第69条第2項に規定されている場合に限りできるとされており、各実施機関において法解釈にばらつきが生じることのないよう研修等に努めるとともに、判断に迷った時などは個人情報保護担当課が連携して対応いたします。 個人情報ファイル簿については法第75条に規定があり、これに基づき利用目的や収集方法、提供先等を記載し公表いたします。
11	1	住民情報のオンライン結合について、デジタル化の進展により新たな漏洩やシステムの障害、プライバシー侵害などが起きる可能性を考慮し、「審議会」や専門家による検証を積極的に求めリスクの最小化に努めるとともに、必要に応じて結合先に対する調査や要請を行うことを条例に規定すること。	オンラインの結合に特別の制限を設ける規定について条例で独自の規定を定めることは許容されないとされています。
12	1	開示請求を行わなくても、訂正請求・利用停止請求を可能にすること。	法では、対象となる保有個人情報の範囲を明確にし、訂正請求及び利用停止請求の安定的運用を図るため、これらの制度について開示を受けた保有個人情報を対象としており、本町においても法規定に基づき運用してまいります。 なお、本町においては、開示請求は例年10件前後の実績がありますが、訂正請求及び利用停止請求の実績はない状況です。
13	1	代理人による開示・訂正等請求にあたっては、開示等請求制度の悪用を防止するため、必要に応じて本人の意思確認を行うことを条例に規定すること。	法では、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって開示等の請求ができることとされており、請求の際は請求者及び情報の本人に係る確認書類を求めるとされています。条例に規定はいたしません、本人の委任による請求の場合は、必要に応じ本人の意思確認を行ってまいります。
14	2	個人情報ファイルの取り扱いについて 今回の条例改正では、個人情報ファイル簿について規定がない。 改正個人情報保護法は、個人情報の保有状況を明らかにするための「個人情報ファイル簿」の設置、公開を義務付けているが、同法75条5項は「、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。」としていることから、『個人情報事務登録簿』（現島本町個人情報保護条例10条）についても、作成、公表されるような規定を設けるべきでと考える。 これは、対象や本人数にかぎらず広く帳簿の作成・公表が行われることを可能にする趣旨であると考えられることから、これについて、データ化されたものか、そうでないかわず、ファイル簿、登録簿が広く公表されるような方向としてほしい。	現行において、個人情報取扱事務登録簿及びファイル簿を作成し、一般の閲覧に供してはいますが、閲覧される機会はほとんどない状況です。 個人情報ファイル簿については法第75条に規定があり、今後はこれに基づき利用目的や収集方法、提供先等を記載し、町ホームページで公表してまいります。
15	1	個人情報ファイル簿の作成にあたっては、個人情報保護法では対象とならない保有個人情報についても対象とし、現行の目的外利用・外部提供・委託などの取扱状況を記載し公表する仕組みを下回らないものとする。	

番号	提出者番号	意見	町の考え方
16	1	行政機関等匿名加工情報の提供制度導入にあたっては、判断基準を審議会に諮問して作成し、提案内容を公表し、公益性について慎重に検討すること。	行政機関等匿名加工情報に係る提案募集につきましては、当分の間、都道府県及び指定都市のみに義務付けられ、他の公共団体では任意とされております。 このため、今回本町では、行政機関等匿名加工情報の提供制度は導入いたしません。今後導入することとなった場合には、審議会への諮問を検討いたします。
17	1	現行条例の個人情報保護の水準を低下させない条例とすること。国に対して個人情報保護法の見直しと個人情報保護委員会の運営の改善を求めること。	改正後の法体系の下、引き続き個人情報保護制度を適切に運営していくとともに、運用していく中で、問題点が明らかとなった場合には、国に対して必要な要望を行ってまいります。
18	2	改正個人情報保護法施行前に、広報しまもとなどで、このように変わったということをしっかり住民に発信してください。	見直し後の個人情報保護制度については、広報しまもとや町ホームページで周知いたします。